

コンビニ払いや落札代金を指示する架空請求にご注意！

2016 年 9 月 15 日号

携帯電話やパソコンに「有料動画サイトの利用料金が未納である。支払わないと法的
手続きを取る」などと、電話やショートメールが突然届き、連絡をすると未納料金を支払
うよう指示されたという相談が増えています。

これまでの架空請求による支払い手段は、銀行振込やクレジットカードが多かったの
ですが、近頃は詐欺業者がオークションやチケットサイト、フリマアプリなどで出品者や
落札者に成りすまし、実際の商品の取引がないまま落札代金を未納料金だと偽り、消費
者に「支払番号」を伝えてコンビニで支払わせるというコンビニ払い(コンビニ収納代行)
の仕組みが悪用されています。

覚えのない請求や、心当たりがあっても不審だと思う請求には連絡しないようにしまし
ょう。また、不安な場合は消費生活センターに相談しましょう。